○内閣府告示第四百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第六百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宇部市

二　構造改革特別区域の名称　宇部市ＩＣＴ技術者育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　宇部市の全域

○内閣府告示第四百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩国市

二　構造改革特別区域の名称　岩国市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　岩国市の全域

○内閣府告示第四百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　周南市

二　構造改革特別区域の名称　周南市ＩＴキャリア人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　周南市の全域

○内閣府告示第四百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山口県玖珂郡和木町

二　構造改革特別区域の名称　みんなそろって楽しい給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　山口県玖珂郡和木町の全域

○内閣府告示第四百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　徳島市

二　構造改革特別区域の名称　徳島市情報技術リーダー養成特区

三　構造改革特別区域の範囲　徳島市の全域

○内閣府告示第四百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第二百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　阿南市

二　構造改革特別区域の名称　地産地消で安心・安全　阿南市給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　阿南市の区域の一部（旧那賀川町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高松市

二　構造改革特別区域の名称　おいでまい高松ＩＴ特区

三　構造改革特別区域の範囲　高松市の全域

○内閣府告示第四百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　さぬき市

二　構造改革特別区域の名称　さぬきＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　さぬき市の全域

○内閣府告示第四百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松山市

二　構造改革特別区域の名称　松山市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　松山市の全域

○内閣府告示第四百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　今治市

二　構造改革特別区域の名称　今治市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　今治市の全域

○内閣府告示第四百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新居浜市

二　構造改革特別区域の名称　新居浜市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　新居浜市の全域

○内閣府告示第四百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知市

二　構造改革特別区域の名称　こうちＩＴ人づくり特区

三　構造改革特別区域の範囲　高知市の全域